

講習の名称	日時	場所	受講料等	受付開始日
木造建築物の組立て等 作業主任者	1月20日(火)～ 1月21日(水)	和歌山県建設 会館 3F 会議室	¥10,200	12月22日(月)～
足場の組立て等 作業主任者	2月3日(火)～ 2月4日(水)		¥10,300	1月5日(月)～
地山の掘削及び 土止め支保工作業主任者	2月17日(火)～ 2月19日(木)		¥17,700	1月19日(月)～
型枠支保工の組立て等 作業主任者	3月10日(火)～ 3月11日(水)		¥10,600	2月9日(月)～
職長・安全衛生責任者教育 (リスクアセスメント含む)	3月17日(火)～ 3月18日(水)		¥12,900	2月16日(月)～

あなたにも、マイナンバー。
はじまります。



平成27年
10月から
マイナンバーを
一人ひとり
お届けします！

マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。
 ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。
 ・法人にも13桁の法人番号が指定され、官民問わず自由に使用できます。
※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの情報連携が本格化する予定です。※外国籍でも住民票のある方は対象となります。

3つのメリット	1 行政の効率化 手続きが正確で 早くなる	2 国民の利便性の向上 面倒な手続きが 簡単に	3 公平・公正な社会の実現 給付金などの 不正受給の防止
	行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。	申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。	行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

マイナンバー制度のお問い合わせは
0570-20-0178

マイナンバー 検索

マイナンバー(個人番号)は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。

内閣府

建設業労働災害防止協会和歌山支部では労働安全衛生法に基づく講習等を実施しています。1月～3月は別表のとおりで、講義時間は何れも9時～17時(講義内容により変更があります。)です。

- ・講習会の受付は、講習会開催の約1ヶ月前です。
- ・講習料は当方に御持参いただくか、または現金書留でお願いします。
- ・受講料等にはテキスト代が含まれます。
- ・定員になり次第、締め切ります。

申込者が少数の場合は、講習会を

取り止めさせていただく場合があります。

■お問い合わせ／建設業労働災害防止協会和歌山支部 ☎ 073・436・1327

◆ ◆ ◆ 水道 ◆ ◆ ◆

水道課からのお知らせ

12月の水道料金のお支払い期限は、24日(水)です。口座振替のお客様は、預金残高の確認をお忘れなく！

■お問い合わせ／水道課